

公布された条例のあらまし

◇静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県静清工業用水道の使用料を次のとおり改めました。（別表第2
関係）

施設の名称	種 別	金 額	
		改正前	改正後
静岡県静清工業用水道	基本使用料金	20円/m ³	26円/m ³
	超 過 料 金	40円/m ³	52円/m ³

2 施行期日

この条例は、令和5年3月26日から施行することとしました。